

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和三年十月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 通信制により受講するクリーニング師の研修の申込受付期間

令和三年十二月一日から同月二十日まで

三 通信制により受講する業務従事者の講習の申込受付期間

令和三年十二月一日から同月二十日まで

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千元

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円